

**（仮称）酒田市コミュニケーションポート及び
八幡分館・松山分館・ひらた図書センター
指定管理者募集に係る選定結果報告書**

令和元年9月10日

酒田市指定管理者選定委員会

現在建設中の（仮称）酒田市コミュニケーションポートは、ヒト・モノ・コトが行き交い、多様なコミュニケーションを創出するという基本理念のもと、本市が新たな交流の拠点として設置する複合公共施設です。

その運営にあたっては、民間事業者の知識、能力及び経験を活かし、利用者の視点に立った効果的・効率的な運営を図るため、指定管理者制度を導入することとし、先般、市立図書館の3分館の運営と合わせて募集を行いました。

応募期限である7月22日までに3者から応募をいただきました。いずれの提案も本市が求める事業の理念を理解し、本市の特徴・地域資源や課題を良く把握され、また限られた期間の中で、多大な労力と熱意をかけていただきました。特徴ある提案を受けることができたことに対し、全ての応募者の皆様へ心より御礼と敬意を表します。

酒田市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）では、公正かつ公平な選定を行うため、各選定委員へは応募者名を伏せて審査を行いました。また、選定過程について市民の理解を深め、運営を担う指定管理者の具体的なサービス内容をよりイメージしていただくとともに、審査の透明性を確保するため、8月22日に公開プレゼンテーション審査を実施しました。当該審査には、延べ約40人の傍聴者があり市民の関心の高さがうかがえました。

加えて、選定委員会では、公開プレゼンテーション審査に出席した市の図書館司書による評価を聴取するとともに、指定管理者制度の専門家をアドバイザーとして選定委員会に招聘し、アドバイスをいただくなどし、慎重な選定に努めました。

こうした審査の結果、指定管理者の候補者（以下「優先交渉権者」という。）及び次点者を選定いたしましたので、その選定経過及び審査講評等について報告いたします。

選定された優先交渉権者は、運営にあたり市との円滑な連携を図りつつ、その能力を遺憾なく発揮していただくことはもちろんのこと、地域の特性を理解し、市民の意見に十分に耳を傾け、関係機関とコミュニケーションを図りながら、多くの市民に喜んで利用してもらえる施設として運営していただけることを期待します。

令和元年9月10日

酒田市指定管理者選定委員会委員長
(酒田市副市長) 矢口 明子

1 募集及び選定

(1) 募集及び選定の方法

募集にあたっては、酒田市指定管理者の指定の手続に関する規則（平成17年規則第181号）及び酒田市指定管理者選定委員会設置規程（平成17年訓令第72号）に基づく選定委員会において、（仮称）酒田市コミュニケーションポート及び八幡分館・松山分館・ひらた図書センター指定管理者募集要項、同業務仕様書及び同審査基準を決定し、公募を実施しています。

選定にあたっては、選定委員会が、応募者から提出された申請書等について、審査基準に従い提案内容を講評し、採決方式により優先交渉権者及び次点者を選定しました。なお、選定過程では、応募者名を非公開としました。

(2) 募集の経過

- ・平成31年4月24日（水） 募集要項等の公表、募集開始
- ・令和元年5月13日（月） 募集説明会・現地見学会
- ・令和元年5月24日（金） 質問書の提出期限
- ・令和元年7月22日（月） 申請書等の提出（期限）

(3) 選定委員会

① 選定委員

選定委員会の構成は、次のとおりです。

- ・委員長 副市長
- ・副委員長 総務部長
- ・委員 企画部長
- ・委員 教育次長（当該業務担当）
- ・委員 地域創生部交流推進調整監

② 選定委員会の開催経過

選定委員会は、次のとおり開催しました。

	開催日	議事
1	平成31年3月27日 （水）	・募集要項（案）、業務仕様書（案）、審査基準（案）等について
2	平成31年4月11日 （木）	・募集要項（案）、業務仕様書（案）、審査基準（案）等について
3	平成31年4月17日 （水）	・募集要項（案）、業務仕様書（案）、審査基準（案）等について
4	令和元年7月11日 （木）	・公開プレゼンテーション審査の実施要領（案）等について

5	令和元年8月6日 (火)	・書面審査による意見交換
6	令和元年8月22日 (木)	・公開プレゼンテーション審査
7	令和元年8月28日 (水)	・優先交渉権者及び次点者の選定について

2 選定の結果

(1) 応募状況

平成31年4月24日に募集要項等を公表し、令和元年7月22日までに申請書等を受け付けたところ、3者から応募がありました。

(2) 審査項目等

① 応募資格要件の確認

募集要項の10応募資格等に規定する要件について、全ての応募者が満たしていることを選定委員会が確認しました。

② 事業計画等に関する審査

(仮称)酒田市コミュニケーションポート及び八幡分館・松山分館・ひらた図書センター指定管理者候補審査基準(以下「審査基準」という。)に基づき、次に掲げる審査項目により審査及び評価を行いました。

- ・ **公共性と平等利用の確保が図られること**
(管理の基本方針、利用者の平等利用の確保)
- ・ **施設の効用の最大限の発揮と管理経費の縮減が図られること**
(サービスの質の維持又は向上、意見の反映と苦情等対応、施設の効果的な活用方策、効率的運営の取組、要求水準等に対する取組)
- ・ **事業計画に沿った管理を安定的に行う体制と能力を有していること**
(業務履行の体制、職員の雇用と人材育成、施設の適切な維持管理、財務的な能力、施設運営に対する意欲等)
- ・ **法令遵守と安全管理の確保等が図られること**
(法令遵守の徹底、個人情報保護、危機管理の取組、環境への配慮、地域連携と地域貢献)
- ・ **その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項**
(中心市街地及び駅前地区の活性化拠点施設、提案事業、先行オープン業務・先行オープン・グランドオープン準備業務)

(3) 優先交渉権者及び次点者の選定結果

選定委員会は、応募のあった3者の提案のうち、次のとおり優先交渉権者及び次点者を選定しました。

① 優先交渉権者 株式会社 図書館流通センター

② 次点者 株式会社 ヴィアックス

(4) 選定の経過

① 各選定委員による評価

書面審査、公開プレゼンテーション審査及び選定委員会で各選定委員の講評を行い、上位の2者を選択しました。

なお、選択にあたって、全ての提案者について、評価点が評価基準配点の6割を超え、受託能力がある旨を確認しました。

<評価結果>

委員名	第1提案者	第2提案者	第3提案者
ア委員		○	○
イ委員		○	○
ウ委員		○	○
エ委員	○		○
オ委員	○		○

② 選定委員会としての上位2者の抽出

各選定委員の評価結果を基に、得票数の多い第2提案者と第3提案者を上位の2者とするを全員一致で決定しました。

③ 優先交渉権者及び次点者の選定

上位2者について、各選定委員が1票を投じ、優先交渉権者及び次点者を決定することとしました。

投票の結果、全選定委員が第3提案者に票を投じたため、同者を優先交渉権者に選定し、第2提案者を次点者に選定しました。

<投票結果>

	第2提案者	第3提案者
得票数	0票	5票

※参考Ⅰ 各選定委員による評価点数

委員名	第1提案者	第2提案者	第3提案者
ア委員	154	155	167
イ委員	140	142	171
ウ委員	146	178	187
エ委員	147	133	134
オ委員	168	164	178

※参考Ⅱ 審査項目別評価点数

審査項目	第1提案者	第2提案者	第3提案者
公共性と平等利用の確保が 図られること	93	105	120
施設の効用の最大限の発揮と管理 経費の縮減が図られること	172	189	190
事業計画に沿った管理を安定的に 行う体制と能力を有していること	200	214	234
法令遵守と安全管理の確保 等が図られること	104	98	107
その他施設の性質又は目的 に応じて必要と認める事項	186	166	186

(5) 審査講評（選定委員の評価の概要）

従業員の賃金水準や待遇については、全ての提案者において本市が想定した一定の水準以上での提案がなされ、各選定委員より評価されました。

① 優先交渉権者 株式会社 図書館流通センター

基本方針において自ら成果指標を設定し、障がい者を対象にした読書支援サービス、心のバリアフリーの考え方を評価する意見がありました。

また、地元英語塾や地元高校との連携事業のアイデア、学校図書館との連携事業、プログラミング事業、禁止事項のない施設づくりの方針など、実績や経験に基づく提案を評価する意見がありました。

本社によるバックアップ体制や研修体制の充実、司書の職業化の方針、光丘文庫等を含めた資料の保存・収集やまちの歴史の重要性の理解度を評価する意見もありました。

一方で、先行オープン期間中の提案事業に係るコストについての考え方が示されておらず、その実現性について課題が残るとの意見がありました。

また、観光イベントについて、既存イベントの開催場所を中町から移すだけで市全体の観光のあり方への視点が弱いのではないか、観光情報センターの運営に関する具体策が弱いのではないかとの意見がありました。

② 次点者 株式会社 ヴィアックス

平等利用の確保策での高齢者・外国人への配慮、アウトリーチ事業¹や自主事業でのノベルティ制作・販売を評価する意見がありました。

また、データ分析に基づいて提案事業を構築している点や、施設未利用者へのアプローチ方策、分館運営の具体的な提案を評価する意見がありました。

館長・所長の能力・資格等の選定基準の明確化や、本社によるバックアップ体制、観光情報センターの運営に対する具体的運用計画が提示されていることを評価する意見もありました。

一方で、地域との連携に関する提案や市全体の観光振興の中での観光情報センターのあり方の視点が弱いのではないかという意見がありました。

③ 第1提案者

地元のできることは地元という考え方や、地元書店等との共同による地域連携・貢献、休館日の縮小、書籍・文具販売等のカフェの有効活用、子ども達の育成事業、中高生の居場所づくりの提案を評価する意見がありました。

また、観光に資する事業提案や維持管理コストの圧縮に対する提案を評価する意見がありました。

館長の地元採用の方針や実施体制における人員配置の工夫を評価する意見もありました。

一方で、実績を踏まえた基本方針・利用者平等利用の確保の具体策が見えにくかったとの意見がありました。

また、休館日を実質的に無くする中、多くの提案事業を実施しながら、図書館の専門性の向上・研修体制の充実を確実にできるのか不安が残るとの意見がありました。

オープン前等の準備業務スケジュールの具体性が弱いのではないかとの意見もありました。

¹ アウトリーチ事業：図書館サービスの圏域内であるにもかかわらず、これまでの図書館サービスが及ばなかった人々に対して、サービスを広げていく事業。